

山梨県公報

第千九百六十一号

平成二十一年

七月二日

木曜日

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………三四一

収去飼料の試験結果の概要……………三四一

公告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三四三

公聴会の実施……………三四三

告示

山梨県告示第二百九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、
軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十一年七月二日

山梨県総合県税事務局長

丹澤博

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
中央産業株式会社	山梨県大月市富浜町鳥沢三四五八番地	平成二十一年三月三十一日

山梨県告示第二百十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十一年三月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年七月二日

山梨県知事

横内正明

製造事業場等の名称及び所在地		収去の場所		飼料の名称		製造(輸入)年月		試験結果の概要					備考	
								粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)		りん (%)
湘南香料(株) 山梨工場 山梨県北杜市須玉町若神子	同上	富士飼料(株) 山梨県北杜市白州町鳥原	同上	魚粉	モルトレージ	二十一・二	二十一・二	六六・六	八・三	二・〇	一三・九	四・八四	二・七四	
キリンビール(株) 横浜工場 神奈川県横浜市鶴見区生麦	同上	同上	同上	セミコンS		二十一・三	二十一・三	七・八	三・〇	五・七	二・八	〇・三四	〇・二九	
JA東日本くみあい飼料(株) 清水工場 静岡県静岡市清水区清開	同上	JA東日本くみあい飼料(株) 山梨営業所 山梨県南アルプス市下高砂	同上	くみあい配合飼料 子牛育成用はぐくみパワ		二十一・二	二十一・二	一九・四	二・三	六・二	六・一	〇・九八	〇・五二	
同上	同上	同上	同上	くみあい配合飼料 IP甲斐プロイラー仕上		二十一・二	二十一・二	一七・八	五・七	三・二	四・七	一・一〇	〇・五八	
同上	同上	同上	同上	くみあい配合飼料 強健ブリード73フレ		二十一・三	二十一・三	一四・九	三・六	三・八	三・九	一・〇九	〇・七四	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十一年七月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

斐崎市中島二丁目二六〇の一、二六〇の二、二六〇の三、二六〇の四、二六〇の五、二六〇の六、二六〇の七、二六〇の八、二六〇の九、二六〇の一〇、二六〇の一〇の二、二六〇の一〇の三、二六〇の一〇の四、二六〇の一〇の五、二六〇の一〇の六、二六〇の一〇の七、二六〇の一〇の八、二六〇の一〇の九、二六〇の一〇の一〇、二六〇の一〇の一〇の二、二六〇の一〇の一〇の三、二六〇の一〇の一〇の四、二六〇の一〇の一〇の五、二六〇の一〇の一〇の六、二六〇の一〇の一〇の七、二六〇の一〇の一〇の八、二六〇の一〇の一〇の九、二六〇の一〇の一〇の一〇、道及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び斐崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県斐崎市中島二丁目八番七十三号 株式会社斐崎自動車教習所 代表取締役 若尾磯男

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十一年七月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開催期日 平成二十一年七月二十七日（月）午後三時

二 開催場所 大月市大月町花咲十番地 大月市総合福祉センター六階多目的ホール

三 聴こつとする案件 大月都市計画下水道（桂川流域下水道）の変更について

四 意見書の提出先 富士・東部建設事務所都市計画・建築課

五 意見書の提出方法 直接持参又は郵送すること。
六 意見書の提出期限 平成二十一年七月十七日（金）午後五時三十分
七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所都市計画・建築課並びに大月市地域整備課において縦覧に供する。
八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番